

告 示

埼玉県告示第百五十四号

鴻巣市から鴻巣都市計画ごみ焼却ごみ処理場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年三月十日

埼玉県知事 大野 元 裕